一般社団法人日本デフ陸上競技協会

利益相反規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下「本協会」という。）利益相反ポリシーに基づき、本協会が定款に定める目的を達成するための事業における役職員等の利益相反を適切に管理（以下「利益相反マネジメント」という。）するために必要な事項を定め、適正かつ効率的な推進を図る事を目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）「本事業」とは、本協会定款に定められた本協会の目的を達成するための以下の事業をいう。

①　聴覚障害者の陸上競技に関する諸計画及び実施。

②　本協会が主催する陸上競技選手権及びその他の競技会に関する事業。

③　陸上競技に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選定。

④　日本聴覚障害者記録の公認。

⑤　日本陸上競技連盟（略称：JAAF）への日本の聴覚障害者陸上競技界代表としての加盟。

⑥　全日本ろうあ連盟スポーツ委員会への日本の聴覚障害者陸上競技界代表としての加盟。

⑦　関係団体との連帯及び後援。

⑧　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

（２）「本協会役職員等」とは、次に揚げる者をいう。

①　本協会の理事及び監事

②　本協会事務員

③　本協会が委嘱した本協会監督・コーチ等

④　本協会が任命した強化指定選手等

（３）「利益相反」とは、本事業によって起こる本協会の社会的信頼が損なわれる状況で、次に揚げる者をいう。

ア　本連協会役職員等が得る利益と、本協会が負う責任が衝突・相反する状況

イ　本協会が得る利益と本協会の社会的責任が相反する状況

ウ　本協会役職員等の経営する会社・団体等に対する職務遂行責任と本協会における職務遂行責任が相反する状況

（利益相反取引該当性）

第３条　本協会では、本協会が本協会と取引を行う者（以下「取引相手」）との取引において、以下（１）ないし（３）の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）による審議対象とする。ただし、本協会役職員等が当該取引に関与せず、かつ、取引相手の選定・取引内容の決定に影響を及ぼすおそれがないことが明らかな場合は除く。

（１） 本協会が契約当事者となる取引
（２） 50万円を超える対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
（３） 本協会役職員等、その配偶者又は同居の親族が次の①ないし③に該当する取引、若しくは、本協会役職員等の懇意にする団体が次の①に該当する取引。なお、本規程において「懇意にする団体」とは、本連盟役職員等が現在又は過去に、雇用され又は所属したことのある会社または団体をいうものとする。
①取引相手
②取引相手の役員（会社にあっては取締役または執行役、その他の法人にあっては理事）
③取引相手の株式または持分の２０％以上を保有

（委員会）
第４条　利益相反マネジメントに関する事項については、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）において審議する。
２　委員会に関する必要な事項は、本規程の他、コンプライアンス委員会規程及び理事会で定める。

（審議事項）
第５条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
（１）利益相反による弊害を抑えるための施策の検討に関する事項
（２）利益相反に係る調査及び審査に関する事項
（３）利益相反ポリシーに関する事項
（４）その他利益相反に関する重要事項

（議事）
第６条　委員会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。
２　委員は、自己の利益相反に係る議事には加わる事はできない。
３　審議対象取引が本協会として許容できない利益相反には当たらない事は、出席委員のうち前項の委員を除く委員（以下、「議決権を行使できる委員」という。）の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

（委員以外の者の出席）
第７条　委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことが出来る。

（判断基準）
第８条　本協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本連盟としてこれを許容できないものと判断する。
本協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。
（１） 本協会役職員等が本協会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断

できる場合

（２） 本協会役職員等が、本協会における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合

（３） 当該取引により、本連盟の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

（理事の利益相反取引）

第９条　本規程の定めに関わらず、理事は、原則として、一般社団・財団法人法第１９７条により準用される同法第８４条１項各号に規定する取引を行ってはならない。但し、本協会理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

（不服申し立て）

第１０条　利益相反マネジメントに関する審議決定事項について、不服がある場合は、決定後書面を受け取ってから１４日以内に書面で申し立てを行うことが出来る。

２　不服申立の審査請求を受けた場合には、会長又は理事長は不服申立委員会を設置する。不服申立委員会は可及的速やかに委員会を開催し、審査して、審査請求受領後、原則として１か月以内に不服申し立てに対する処置を決定する。

（秘密の保持）

第１１条　委員及び委員会に出席を求められた者は、当該委員会の業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（改廃）

第１２条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

2020年10月 1日　施行

2020年12月16日　一部改訂